

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
名	称	所管組織	名	称	所管組織
(略)		(略)	(略)		(略)
月ヶ岡特別支援学校			月ヶ岡特別支援学校		
<u>県央特別支援学校</u>			<u>県央特別支援学校</u>		
(略)			(略)		
(略)		(略)	(略)		(略)
国際情報高等学校			国際情報高等学校		
<u>国際フロンティア高等学校</u>			<u>国際フロンティア高等学校</u>		
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和 8 年11月 1 日から施行する。